

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

今日の環境問題に対応する施策の展開に当たって、それぞれの環境分野に共通した基本となる施策として、大阪府環境基本条例を中心とする各種の条例・規則等を制定・施行するとともに、大阪府環境審議会、大阪府環境行政推進会議、豊かな環境づくり大阪府民会議等の推進体制等の適切な運営を行い、規制的手法や環境影響評価、環境教育等の各種の施策を適切に組み合わせ、活用を図ることとして、以下の施策を講じた。

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

①環境基本条例等の施行

■環境基本条例の施行

都市生活型公害や地球環境問題への対応、より快適な環境を求める府民ニーズの高まりなど多様化する環境をめぐる社会状況を踏まえ、『人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造』を目指し、生活環境、自然環境、都市環境（歴史的文化的環境を含む）及び地球環境に係る環境施策を、総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（以下、「環境基本条例」という。）を平成6年3月に制定し、同年4月から施行した。

■生活環境の保全等に関する条例の施行

環境基本条例の理念にのっとり、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策などを定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下、「生活環境保全条例」という。）を平成6年3月に制定し、同年11月から施行した。

併せて、公害対策審議会からの答申をもとに、条例に規定する届出施設や規制基準等の事項を定める「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」を制定し、条例と同時に施行した。

■自然環境保全条例の施行

環境基本条例の理念のもとに、「大阪府自然環境保全条例」について、多様性のある豊かな緑の創出や野生動植物の生息等への配慮などの新たな施策の方向を盛り込んだ改正を行い平成6年10月から施行した。

②環境総合計画等の策定

■環境総合計画の策定

平成3年9月に「大阪府新環境総合計画(NEW STEP 21)」を策定し環境に関する諸施策を推進してきたが、計画策定以降の環境をめぐる国内外の動向や府域の情勢を踏まえ、環境基本条例に基づく環境総合計画を策定するため、計画の長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考え方など基本的な事項について、平成7年2月に大阪府環境審議会に諮問し、同年9月に答申を受けた。そして庁内49課・室81名からなるプロジェクトチームを設置し、この答申を踏まえて計画概案をとりまとめ、平成8年2月に

公表した。その後、この概案をもとに聴取した府民や関係団体の意見を踏まえて概案を修正し、平成8年3月に大阪府環境行政推進会議の了承を経て、「大阪府環境総合計画」を策定した(2-1表)。

2-1表 環境総合計画の概要

計 画 の 期 間	21世紀の第1四半期(2025年)を見通しつつ、平成13年度(2001年度)まで
計 画 の 対 象 地 域	大阪湾を含む大阪府全域
2025年を目途とした 長期的な目標	「豊かな環境都市・大阪」の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪 ・ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪 ・環境を大切にす文化が誇れる大阪 5つの主要な課題別の目標(交通、資源、エネルギー、水、緑)
長 期 的 な 目 標 の 達 成 の 方 途	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない循環型システムへの変革 ・自然が調和できる活力ある都市の構築 ・自主的に環境に配慮する気運づくり
21世紀初頭までの 施 策 の 展 開	豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 総合的・計画的な施策推進/事業活動における環境への配慮/ 自主的な活動の促進/環境情報の活用/調査研究の推進 府民が健康で豊かな生活を楽しめる社会の実現 自動車公害の防止/廃棄物・リサイクル対策の推進/大気環境の保全/ 水環境の保全/地盤環境の保全/騒音・振動の防止/ 環境保健対策等の推進 自然と共生する豊かな環境の創造 生態系の多様性の確保/多様な自然環境の保全・回復、活用/ 自然とふれあう場と機会づくり/自然環境の保全・創造のための活動の推進 文化と伝統の香り高い環境の創造 潤いと安らぎのある都市空間の形成/美しい景観の形成/ 歴史的文化的環境の形成 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造 地球環境保全に資する取組の推進/環境に優しい地域づくり
計 画 の 効 果 的 推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した取組の推進(各主体の役割と取組) ・計画の推進体制と進行管理(推進体制、各主体の連携等)

■みどりの大阪21推進プランの策定

府では、昭和60年代を“大阪みどりの10年”と位置づけ、「大阪みどりの10年推進方針」に基づき、総合的なみどり施策を展開してきたが、“大阪みどりの10年”が最終年度を迎え、また、この10年でみどりを取り巻く状況にも変化が生じていることから21世紀の第1四半期(2025年)を見通しつつ、平成8年度から平成17年度までの10か年を計画期間とする「みどりの大阪21推進プラン」を平成8年2月に策定した。

本プランでは、今後のみどりの保全・創出に関する施策の方向を体系的に示しており、みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくために、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標として設定した。また、みどりの機能を環境保全、景観形成、文化・レクリエーション、生態系保全、防災の5つに分類し、それぞれの機能を活かした今後のみどりづくりのあり方を明らかにしたほか、府域を山地・丘陵、緑農、市街地、ベイエリアの4つのゾーンに区分し、それぞれの地域の特性に応じたみどりづくりの方針を示すとともに、府のみならず、市町村、事業者、府民がそれぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら、みどりの保全・創出を推進していくことを示した。

③ 審議会における審議状況

■環境審議会における審議

大阪府環境審議会は、環境基本法、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例に基づき、府域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、平成6年8月に設置された。平成8年3月31日現在、委員は50名、幹事は29名であり、平成7年度においては、2件の答申を行った。

なお、平成7年度における審議状況は2-2表のとおりである。

2-2表 大阪府環境審議会における審議状況

(答申)

答申年月日	答 申 事 項
平7. 9. 26	・環境基本条例に基づく環境総合計画について
平8. 2. 9	・平成8年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について

(審議会)

開催年月日	議 題
平7. 9. 14	・環境総合計画専門委員会の報告について
平8. 2. 9	・平成8年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について(諮問) ・化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定について(諮問) ・大阪府環境総合計画概要について

(環境総合計画専門委員会)

開催年月日	議 題
平7. 7. 26	・専門委員会の意見整理について
平7. 8. 22	・環境総合計画専門委員会報告(案)について

(水質総量規制専門委員会)

開催年月日	議 題
平8. 2. 28	・水質総量規制制度について ・総量規制基準改定の基本的考え方について
平8. 3. 26	・発生源別削減目標量の算定について ・総量規制基準(案)について

■自然環境保全審議会における審議

大阪府自然環境保全審議会は、自然環境保全法及び大阪府自然環境保全審議会条例に基づき、大阪府における自然環境保全に関する基本的事項及び温泉行政に関し必要な事項を調査審議するため、昭和48年3月に設置され、平成7年3月31日現在、委員は35名である。

平成7年度における審議状況は、2-3表のとおりである。

2-3表 大阪府自然環境保全審議会における審議状況

(審議会)

開催年月日	議 題
平7. 10. 31	1. 温泉部会決定事項について(報告) 2. 国定公園の拡大について(報告) 3. 新緑化プランについて(報告)

(温泉部会)

開催年月日	議 題
平7. 8. 1	1. 温泉掘さく許可について(諮問及び答申) 2. 温泉動力装置許可について(諮問及び答申)
平8. 2. 2	1. 温泉掘さく許可について(諮問及び答申) 2. 温泉動力装置許可について(諮問及び答申)

④府の機関相互の連携による施策推進

■大阪府環境行政推進会議の場の活用

環境基本条例に基づき、庁内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、知事を議長、副知事を副議長、関係部局長等19名を委員とする環境行政推進会議を開催し、環境総合計画を策定した(2-4表)。

2-4表 大阪府環境行政推進会議の開催状況

開催年月日	議 題
平7. 9. 12	・「平成6年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」について ・「環境審議会」への環境総合計画専門委員会の報告について
平8. 3. 26	・「大阪府環境総合計画」の策定について

⑤府民等との協働による施策推進

■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営

環境基本条例に基づき、市町村、事業者、府民及び民間団体等の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進するため、豊かな環境づくり大阪府民会議(会長:知事、府民団体・事業者団体等39名の委員で構成)を開催するとともに、同府民会議において“地球環境を守ろう”府民の集いを開催し「地球環境保全行動指針」を策定した(2-5表)。

2-5表 豊かな環境づくり大阪府民会議の開催状況

(豊かな環境づくり大阪府民会議)

開催年月日	議 題
平 7. 5. 23	・地球環境保全行動指針最終案について ・“地球環境を守ろう”府民の集いについて ・今後の活動について
7. 11. 6	・平成7年度の活動方針について ・豊かな環境づくり大阪府民会議の行動計画骨子(案)について ・環境総合計画に関する大阪府環境審議会答申について

(“地球環境を守ろう”府民の集い)

開催年月日	内 容
平 7. 6. 5	・地球環境保全行動指針の策定について

第2 各種計画との連携

①各種計画との調整・連携

■大阪地域公害防止計画との整合の確保

平成5年3月に内閣総理大臣の承認を受け、大阪地域(豊能郡豊能町、能勢町、南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村を除く)を対象として策定した第5次大阪地域公害防止計画(目標年度:平成8年度)に基づき、諸施策の推進に努めるとともに、平成6年度末時点での事業の進捗状況を調査した(2-6表)。

2-6表 大阪地域公害防止計画(第5次)進捗状況

(単位:億円)

事業名		計画事業費 (A)	実績事業費 (平成6年度末累計)(B)	進捗率(%) (B)/(A)
公策 害事 対業	特例負担適用	7,264	4,032	55.5
	特例負担非適用	5,175	6,038	116.7
	小 計	12,439	10,070	81.0
公害関連事業		5,288	4,436	83.9
民間事業者が講じる措置		430	528	122.7
合 計		18,157	15,033	82.8

■主な関係計画との調整・連携

環境に優先的に配慮してあらゆる取組を進めるという視点に立ち、府において策定する関係計画について、豊かな環境の保全と創造に向けて調整・連携を図った(2-7表)。

2-7表 平成7年度に策定した主な関係計画

計 画 名	策 定 時 期
大阪府道路環境計画(スプリングロード21)	平成7年8月
みどりの大阪21推進プラン	平成8年2月
河川整備長期計画	平成8年3月
大阪府宮港湾長期整備構想(あすぽーと21)	平成8年3月